有期契約職員賃金規程

○制　定（平成２２年４月１日）
○第１回一部改正（平成２５年３月７日理事会）
○第２回一部改正（平成２６年１月２４日理事会）
○第３回一部改正（平成２６年３月１７日理事会）
○第４回一部改正（平成２７年３月２７日理事会）
○第５回一部改正（平成２８年３月２４日理事会）
○第６回一部改正（平成２９年３月２８日理事会）
○第７回一部改正（平成３０年３月２２日理事会）
○第８回一部改正（平成３１年３月１８日理事会）
○第９回一部改正（令和２年３月１０日理事会）
○第 10 回一部改正（令和３年３月１６日理事会）
○第 11 回一部改正（令和３年８月３日理事会）
○第 12 回一部改正（令和３年１１月１６日理事会）
○第 13 回一部改正（令和４年３月１８日理事会）
○第 14 回一部改正（令和５年３月１７日理事会）
○第 15 回一部改正（令和５年６月６日理事会）
○第 16 回一部改正（令和６年３月１９日理事会）
○第 17 回一部改正（令和６年４月９日理事会）
○第 18 回一部改正（令和７年３月１９日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会　有期契約職員等賃金規程

第１章　　総　則

（適用範囲）

第１条　社会福祉法人大川市福祉会有期契約職員等就業規則（以下、「就業規則」という。）第２１条の規定により、有期契約職員等の賃金については本規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　この規程において「有期契約職員等」とは、就業規則第３条により採用された職員及び第３４条により無期契約職員となった者で本法人に勤務する者をいう。

（賃　金）

第３条　有期契約職員等の賃金は、別表「有期契約職員等賃金基準表」を参考に、職種、能力、就業内容に応じて理事長が決定するものとする。ただし、常時勤務する職員の賃金については、別表「有期契約職員等賃金基準表」を参考に、月額の賃金額を決定することができる。

２　前項但し書きにより賃金月額を決定された有期契約等職員の１時間当たりの時給算出については社会福祉法人大川市福祉会給与規程第１８条の規定を準用する

３　新たに職員となった者の号俸は、初任給・昇格・昇給等に関する規程に関わらず、別表有期契約職員等賃金基準表のとおりとする。

４　有期契約職員の昇給については、有期契約職員等の初任給等規程の定めるところによる。

５　無期契約職員を昇格させ、又は降格させた場合の賃金については、有期契約職員等の初任給等規程の定めるところによる。

~~３~~６　社会保険料の支払いについては、法人と折半して支払うものとする。

（時間外手当）

第４条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員については、勤務時間１時間につき、その者の１時間当たりの給料額の１００分の１２５（勤務時間が法定休日の場合は、１００分の１３５、勤務時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１５０）を超過勤務手当として支給する。

（通勤手当）

第５条　別表「有期契約職員等賃金基準表」中、賃金基準額の常勤（月額）の賃金を支給する職員が通勤のため自転車等の交通用具を使用する職員に支給する。ただし、２Ｋｍ未満を除く。

通勤手当の月額は、次のとおりとする。

通勤距離片道　２Ｋｍ以上２．９km未満	３，０００円
通勤距離片道　３Ｋｍ以上３．９km未満	４，０００円
通勤距離片道　４Ｋｍ以上９．９km未満	４，１００円
通勤距離片道１０ｋｍ以上１４．９ｋｍ未満	６，５００円
通勤距離片道１５ｋｍ以上	１４，６００円

２　短時間勤務労働者（時給）の通勤手当の支給額については、別表2の「短時間労働者通勤手当支給換算表」のとおり、前項の通勤手当の月額を1週間の勤務日数の割合で算定したものとする。

ただし、1日に複数回通勤する場合は、その回数分通勤距離に換算する。

（夜間勤務手当）

第６条　午後１０時から翌日の午前５時までの間に正規の勤務を割与えられて勤務した場合は、夜間勤務手当を支給する。

２　夜間勤務手当は１夜につき７，５００円円支給する。

第７条　宿直または日直勤務を命じられた職員については、勤務内容に応じて宿直手当または日直手当を支給する。

（１）宿直手当　（勤務１回につき）　３，５００円

（２）日直手当　（勤務１回につき）　３，５００円

（勤勉手当）

第８条　常時勤務する職員に勤勉手当を支給する。

２　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を基準日という）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

３　勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の月額に、6月に支給する場合においては100分の25．0、12月に支給する場合においては、100分の50．0に成績率を乗じて得た額とする。

ただし、勤勉手当の総支給額は、賃金に6月の場合100分の25．0、12月の場合100分の50．0を乗じて得た額の以内とする。

４　期間率については、正規職員の例によるものとし、成績率については、別に定める。

（年末・年始勤務手当）

第９条　年末・年始（１２月３１日、１月１日、１月２日）に勤務することを命じられた職員に次のとおり年末・年始勤務手当を支給する。

１勤務が４時間以上の場合

１勤務につき４,４００円

１勤務が４時間未満の場合

１勤務につき２,２００円

（業績手当）

第１０条　業績手当については、職員紹介採用制度として、採用された職員が６ヵ月に達した月に支給する。

（休暇等の賃金）

第１１条　就業規則第１６条で定める年次有給休暇については、所定労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

２　次に掲げる遅刻・早退・欠勤、休暇、休業等については無給とする。

（１）社会福祉法人大川市福祉会有期契約職員等就業規則（以下「就業規則」という。）第１１条に定める遅刻・早退・欠勤等

（２）就業規則第１３条に定める育児時間

（３）就業規則第１７条に定める産前産後の休業

（４）就業規則第１８条に定める母性健康管理のための休暇等

（５）就業規則第１９条に定める育児休業等
（６）就業規則第２０条に定める介護休業等
（７）就業規則第２７条に定める病者の就業禁止期間

（施設等宿泊支援手当）
第１２条　職員が宿泊をともなって利用者を施設等で支援した場合は、１夜につき施設内は、５，０００円、施設外は、６，０００円の施設等宿泊支援手当を支給する。

（賃金の支給）
第１３条　賃金の計算期間は月の１日から末日までとし、~~毎月１０日~~翌月２０日にこれを支給する。ただし、当日が金融機関の休日である時はその前日に支給する。
（退職金）
第１４条　有期契約職員等の退職金については、社会福祉施設職員等退職手当共済法に定める退職手当共済契約により行う。
（雑則）
第１５条　この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

付　則
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成２６年２月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
付　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年８月３日から施行し、令和３年４月１日から適用する。
付　則
この規程は、令和３年１１月１６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。
附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年９月１３日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月６日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月９日から施行し、令和５年９月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

【改正後】

（別　表）　　「有期契約職員等賃金基準表」

（基準額）

第１条　職種ごとの賃金基準額は次のとおりとする。

職　　種	資　　格	賃金基準額	
		短時間勤務（時給）	常勤（月額）
サービス管理責任者	社会福祉士・精神保健福祉士・理学療法士等	１，４５０円	１－４５
		１，４００円	１－３６
理学療法士･作業療法士・言語聴覚士	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	１，４００円	１－３６
看護師・保健師	主任看護師・保健師	１，４５０円	１－４５
	看護師・保健師	１，４００円	１－３６
管理栄養士・栄養士	管理栄養士・栄養士	１，４００円	１－３６
保育士	保育士	１，３６０円	１－３１
相談支援専門員 後見専門相談員	主任相談支援専門員 後見専門相談員	１，４５０円	１－４５
	相談支援専門員	１，３６０円	１－３１
生活支援員 就労支援員 職業指導員 調理員 相談支援員 事務職員	社会福祉士・ 精神保健福祉士	１，４００円	１－３６
	介護福祉士	１，３６０円	１－３１
	調理師	１，３１０円	１－２５
	事務専門員	１，２６０円	１－２１
		１，２００円	１－１６
運転士	大型自動車運転士	１，３６０円	１－３１
	普通自動車運転士	１，２００円	１－１６
入浴介助職員		１，６３０円	－
世話人	木の香ほーむ	１，１４０円	－
	木の香ほーむ陽の木	１，２００円	
短期雇用生活 支援員（アルバイト）		１，１４０円	－

※短時間勤務欄の時給中から通勤手当相当額(平均支給額÷年間総勤務時間)を省き、出勤日数に応じた通勤手当を別途支給する。

※常勤欄の月額は社会福祉法人大川市福祉会給与規程別表給料表の級号俸を指す。

第２条　夜間支援従事者の賃金（日額）は次のとおりとする。

職　　種	資　格	賃金基準額	勤　務　場　所
夜間支援従事者		１４，８４０円	木の香ほーむ陽の木
		１２，５６０円	木の香園自立支援センター
		１０，５２０円	木の香ほーむ

（経験等による割増）

第３条　この表にない職種の賃金基準額は、職務の内容に応じ本部長が理事長と協議をして、その都度決定することができる。

２　職種ごとに経験等を考慮して賃金基準額から増減した賃金を設定できる。

３　賃金基準額から増減した賃金を決定する場合は、本部長が理事長と協議して決定する。

別表２

「短時間労働者通勤手当支給換算表」

所定労働日数 通勤距離	金額	５日	４日	３日	２日	１日
２ｋｍ以上２.９ｋｍ未満	3,000	3,000	2,400	1,800	1,200	600
３ｋｍ以上３.９ｋｍ未満	4,000	4,000	3,200	2,400	1,600	800
４ｋｍ以上９.９ｋｍ未満	4,100	4,100	3,280	2,460	1,640	820
10ｋｍ以上14.９ｋｍ未満	6,500	6,500	5,200	3,900	2,600	1,300
15ｋｍ以上	14,600	14,600	11,680	8,760	5,840	2,920